入札説明書

　本説明書は、令和7(2025)年8月8日付けで栃木県子ども総合科学館ホームページで公告を行った「子ども総合科学館駐車場交通誘導業務（10月）」の入札についての一般的事項を明らかにしたものである。

１　業務名

子ども総合科学館駐車場交通誘導業務（10月）

２　業務内容

　　別紙「子ども総合科学館駐車場交通誘導業務仕様書（10月）」による

３　業務履行期間

　　令和7(2025)年10月1日から令和7(2025)年10月31日まで

４　業務履行場所

　栃木県子ども総合科学館　宇都宮市西川田町567番地

５　入札に参加する者に必要な資格

1. 地方自治法令施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
2. 栃木県内に事業所を有する者であること。
3. 国又は地方公共団体又は公益法人において「２　業務内容」と同様の契約実績を有すること。

６　入札の手続き等

1. 契約に関する事務を担当する部署

〒321-0151　栃木県宇都宮市西川田町567番地

公益財団法人とちぎ未来づくり財団 子ども総合科学館 総務課

1. 入札及び開札の日時及び場所

令和7(2025)年8月19日（火）　午前11時　栃木県子ども総合科学館　会議室

７　入札金額等

1. 業務履行期間に係る金額の総額を入札金額として入札書に記入すること。
2. 落札決定に当たっては、入札書に記載された当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

８　その他

1. 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨
2. 入札保証金　　免除
3. 入札の無効　　「５」の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び公益財団法人とちぎ未来づくり財団会計規程細則第101条第3号から第7号までに掲げる入札にかかる入札書は無効とする。
4. 落札者の決定方法
5. 公益財団法人とちぎ未来づくり財団会計規程第70条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
6. 落札となるべき同価の入札を行った者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
7. イの同価の入札を行った者のうち、くじを引かないものがあるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
8. 最低制限価格の有無　　　無
9. 入札回数

１回目の入札が不調となった場合は、直ちに２回目の入札を行う。２回目も不調の場合は、最低入札価格提示者と協議の上決定する。

1. 代理人による入札

代理人をして入札を行わせるときは、委任状を提出すること。

公益財団法人とちぎ未来づくり財団会計規程（抜粋）

（予定価格）

第70条　理事長は契約を締結しようとするときは、あらかじめその契約に係る予定価格を設定

しなければならない。ただし、随意契約の方法による場合において、契約の内容が軽易なもの

であるとき又は契約の性質上予定価格の設定を要しないと認められるときは、この限りで

ない。

公益財団法人とちぎ未来づくり財団会計規程細則（抜粋）

（無効の入札）

第101条　次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 入札保証金を納めるべき者が当該入札保証金を納めなかった場合又は納めるべき率に相当

する額に満たない金額を納めた場合に、その者のした入札

(3) 同一の入札について２人以上の代理をした者のした入札

(4) 同一の入札について他の入札者の代理をした者のした入札

(5) 同一の入札について同一の入札者が２通以上した入札

(6) 記載事項が不明瞭で判読できない入札

(7) その他、入札の条件に違反したもの